

お客さま各位

2025 年 7 月

外国送金における真の送金依頼人・**最終受取人**確認についてご協力のお願い

平素より関西みらい銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社では、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、経済制裁措置の回避、脱税などの不正行為を未然に防止するため、外国送金のお取引に際して、送金の背景や資金の出所・使途について、真の送金依頼人及び**最終受取人**の確認を含め、お客さまからのご説明や関連書類のご提出をお願いしております。特に、真の送金依頼人または**最終受取人**が送金依頼書上の送金人・受取人の名義と異なる場合には、その合理的な理由に関しても、ご説明や関連書類のご提出をお願いしております。

ご協力いただけない場合や、確認させていただいた内容に合理性が認められない場合には、弊社の判断により送金をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【具体例】

以下のようなケースでは、送金をお断りする場合がございます。

1. 法人との契約であるにもかかわらず個人名義の口座へ送金する場合

例：A 株式会社との契約に基づく支払いであるにもかかわらず、A 社代表者の個人名義の口座へ送金するケース。

2. インボイスに記載されている受取人名と送金取引の受取人名が異なる場合

例：インボイスの受取人名が「XYZ Trading Ltd.」であるにもかかわらず、「Mr. John Smith」個人名義の口座に送金するケース。

3. インボイスの名宛人と異なる名義で送金する場合

例：インボイスに記載された名宛人が「ABC CO., Ltd.」であるにもかかわらず、「DEF Trading Ltd.」名義で送金するケース。

4. その他真の送金依頼人・**最終受取人**に代わって送金取引を行う合理的な理由が確認できない場合

【お願い】

送金目的や資金の出所・使途について、正確な情報のご提供をお願いいたします。外国送金の原因となる契約に関する送金人・受取人と、送金取引上の送金人・受取人の名義が一致しているか否かをご確認ください。ご不明な点がある場合は、事前にお取引店までご相談ください。

お客さまにはご不便をおかけすることもございますが、法令遵守と安全な取引のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上